

第1編 放火火災の防止に向けて

第1章 総論

第1節 背景と経緯

昭和60年以降、放火による火災（放火の疑いを含む。）は、火災原因の第1位を占めているが、全火災に占める放火火災の割合については、既に昭和45年を境に大きく増加傾向を示しており、この傾向は大都市になるほど顕著となっている。

火災統計上の「放火火災」は、消防機関の調査の結果により火災原因が「放火」と特定されたものであるが、放火と特定されるまでに至らない「放火の疑い」とされたものまで含めると、平成15年の火災統計データでは、14,061件となっており、全火災件数56,333件のうち約4分の1(25.8%)をも占めるに至っている。平成元年の同じデータは、8,954件(16.1%)であり、この間に約1.6倍に増え、かつ、ほぼ直線的な増加傾向を示していることから、看過できない状況となっている。

全火災件数及び火災による被害を低減していくこと、特に、住民生活の安全を確保する上で憂慮され社会問題となっている放火火災の防止対策を講じていくことは重要であり、消防庁では、学識経験者、消防行政関係者等を中心に、平成9、10年度に「防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書」（以下「あり方検討報告書」という。）、平成14、15年度に「放火対策検討会（中間報告書）」（以下「中間報告書」という。）をとりまとめるとともに、必要な対策をその都度講じてきている。また、有識者による検討を踏まえた対応のほか、春秋の全国火災予防運動において重点目標に取り上げ、消防機関のみならず個人、事業所、自治会等による放火火災の防止に向けた取組みを継続的に行ってきた。

しかしながら、経済社会的な環境要因も指摘される等放火火災については様々な要因があるため、消防機関のみによる対応では困難な面も多く、放火火災件数の低減について十分な効果が得られているとは言い難い状況にある。

このような状況のもと、全国の消防本部の独自の取組みも含めて現在までの取組みを整理し、地域全体が一体となって系統的に放火火災防止対策を講じていくための手法について検討を行う必要がある。また、この手法について、継続的に改善を加えつつ、より実効性が高められていくような工夫を講じることも重要な検討課題となっている。